

肝炎を知り、肝炎を理解する日に ～「世界肝炎デー」街頭キャンペーンを 7 月 28 日に実施～

- 京都府では、京都市などとともに、世界保健機関（WHO）が定める 7 月 28 日の「世界肝炎デー」に、街頭キャンペーンを実施します。
- 肝炎は自覚症状の少ない世界最大級の感染症です。肝炎という病気の存在を知り、理解するきっかけとなるよう、事前周知と当日の取材についてよろしくお願いします。

世界保健機関（WHO）は、世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止、患者・感染者に対する差別・偏見の解消、感染予防の推進等を目的として、毎年 7 月 28 日を「世界肝炎デー」と定めています。

肝炎は、放置すると肝硬変や肝がんに進捗し、肝がんの原因の半数は肝炎ウイルスが占めるといわれています。肝炎は自覚症状に乏しいため、病気の進行を防ぐには、肝炎ウイルス検査による早期発見と適切な治療が必要です。

京都府においても、多くの府民の方に肝炎について知っていただき、理解を深めていただけるよう、京都市などとともに「世界肝炎デー」街頭キャンペーンを実施します。

1 日 時

令和 5 年 7 月 28 日（金） 12 時 00 分～13 時 00 分

2 場 所

ゼスト御池地下街 御幸町広場

（京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町 4 9 2 番地 1 地下 1 階）

京都市営地下鉄東西線 京都市役所前駅 から地下街直結

3 実施内容

（1）肝炎に関する正しい知識の普及啓発

ポスター掲示、リーフレット配布

（2）出張個別相談

京都府、京都市の職員や京都府肝炎コーディネーター※による相談会を開催
（参加無料、事前申込不要）

＜相談内容の例＞

- ・肝炎ウイルス検査を無料で受検できる最寄りの医療機関を知りたい
- ・専門的な治療を受けられる医療機関を知りたい
- ・精密検査費用や肝炎治療費の助成制度を知りたい

※京都府肝炎コーディネーター

京都府の肝炎対策を推進するために、肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などに従事する者を京都府が認定

（次頁あり）

4 実施機関

京都府、京都市、京都府肝炎対策協議会※、京都肝炎友の会

※京都府肝炎対策協議会

肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、患者団体等からなり、京都府における肝炎対策のあり方を検討する協議会

<参考：京都府、京都市が実施する肝炎ウイルス検査>

・京都府

【府内各保健所】 無料・匿名で検査を受けられます（要予約）

保健所	電話	検査実施曜日・時間	
乙訓保健所	075-933-1153	第1・第3火	13時～15時30分
山城北保健所	0774-21-2911	水	9時～11時
山城北保健所 綴喜分室	0774-63-5734	木	9時～11時
山城南保健所	0774-72-0981	第2・第4木	13時～15時
南丹保健所	0771-62-2979	木	9時～11時
中丹西保健所	0773-22-6381	火	9時30分～11時10分
中丹東保健所	0773-75-0806	木	4～12月 9時～11時 1～3月 10時～11時
丹後保健所	0772-62-4312	水	10時～11時30分

【医療機関】 京都府ホームページ参照

<https://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html>

・京都市

問合せは京都いつでもコール（075-661-3755）又は京都市医療衛生企画課（075-222-4244）まで

【医療機関】 京都市ホームページを参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000097089.html>

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部健康対策課 参事 四方 啓子 TEL 075-414-4728



京都府肝炎コーディネーター等による 出張相談会を併設（参加無料 申込不要）

新

興味を持ったその場で相談できる
（京都府肝炎コーディネーターの活動支援）

- 実績
11名（1時間）
※想定よりも多くの人を利用
- 相談事例（相談者の質問どおりに記載）
 - Q 検査は受ける方がよい？どこで受けられる？お金かかる？
 - Q 健康診断を受けていれば肝炎ウイルスに感染しているか分かる？
 - Q 肝臓の病気で入院したけど肝炎ウイルスが原因？
 - Q γ -GTPが高いといわれた
 - Q この啓発イベントはどのような内容？ など



京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供及び人権尊重などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）が肝炎に関する制度を理解し、適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 肝炎患者等及びその家族等

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、医療事務等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医・産業保健師等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者等又はその家族等その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定

を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）及び認定カード（様式第3号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
 - (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して3年後までとする。

なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して3年後まで延長することができる。
- 7 京都府肝炎コーディネーターは認定期間中に、やむを得ない事情により活動の休止を希望する場合は知事に申し出ることとする。その場合、認定期間内に再度申し出があれば活動を再開することができる。

（技能向上及び活動支援）

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（守秘義務）

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10 分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30 分以上	肝疾患の基本的な知識
35 分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
	相談支援体制
15 分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30 分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第 1 号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏 名)

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第 5 条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふ り が な 氏 名	
所 属 機 関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名)
	京都府ホームページで所属機関名を公開することに ☐ 同意します ☐ 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職 種	
研 修 受 講 日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 ☐ 所属機関への送付を希望する。 ☐ 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒 _____ ☐ <u>メールでの送信を希望する。</u> <u>メールアドレス：</u> _____ <u>※ ドメイン指定受信設定をされている方は、@pref.kyoto.lg.jp からのメールを受信できるように設定願います。</u>	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成
及び活用に関する要領」に定める研修を受講されま
したので、京都府肝炎コーディネーターに認定しま
す

年 月 日

京都府知事 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から配置される機関に応じて転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと

認定期間： 年 月 日まで

<表面>

<裏面>

**私は、京都府の
肝炎コーディネーター
(担当) です！**



肝炎でお困りごとがあればご相談ください！
氏名

【医療に関する相談】

〇〇病院 肝疾患相談センター

☎ ○○○-○○○-○○○○

△△病院 肝疾患相談センター

☎ △△△-△△△-△△△△

【助成制度に関する相談】

京都府健康福祉部健康対策課 ☎075-414-4739

認定期間： _____ まで

引き続き認定を希望する場合は再認定の手続きを行ってください。

京都府からのお知らせ

肝炎コーディネーター養成研修会（第1期）のご案内

主催：京都府・京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院・京都大学医学部附属病院）

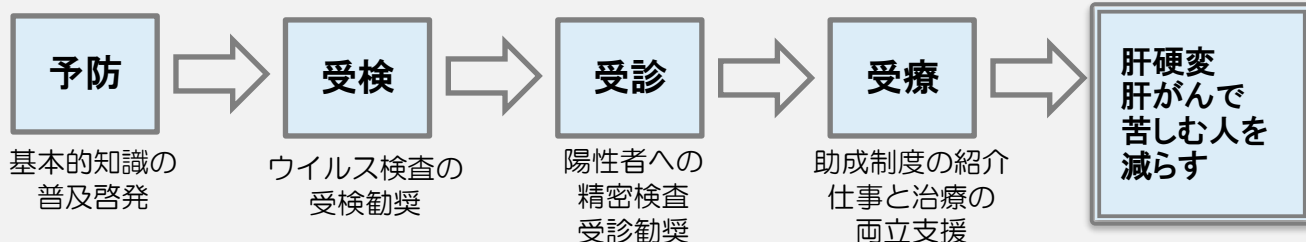
京都府では、肝炎対策を各地域で進めるため、「肝炎コーディネーター」を養成しています。この度、肝炎コーディネーター養成研修会をフルオンライン配信で開催します。この機会に、「ウイルス性肝炎」について学んでみませんか。

【肝炎コーディネーターとは】

医師、看護師、薬剤師等の様々な職種から構成され、肝硬変・肝がんで苦しむ人を一人でも減らすため、府民への肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者への受診勧奨を行う役割を担います。また、相談内容に応じてより適切な窓口を紹介することも重要な役割です。

＜肝炎コーディネーターに期待されること（例）＞

- ◇ 肝炎ウイルス検査を受けられる医療機関を紹介する
- ◇ 対象となる医薬品を服薬する患者に医療費助成制度を紹介する



開催方法

フルオンライン配信（採点結果についてはメールで配信）

＊視聴期間内であれば都合の良い時間にいつでも視聴することができます

受講申込期間

令和5年10月10日（火）～10月31日（火）

受講の流れ

- ①QRを読み取り、上記の期間内に受講申し込みを行う
<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=uketuke>
- ②講義動画視聴用のURLが記載されたメールが届く
- ③自分の都合の良い時間に講義を視聴する（視聴期限：11月7日まで）
※恐れ入りますが視聴に係る通信料はご負担ください。
- ④認定試験に解答する（解答期限：11月7日まで）
- ⑤京都府より採点結果と合格の場合は認定申請書がメールで届く
(解答期限から1か月後)

◇ 対象者

京都府内勤務の医師・薬剤師・看護師・肝炎患者及び家族・自治会・自治体職員

無所属の場合は京都府内に居住する対象者

◆プログラム◆

- 1.肝炎コーディネーター制度について
- 2.ウイルス性肝炎とその治療
3. B型肝炎の病態と治療
4. C型肝炎の病態・治療薬について
- 5.肝炎患者による講演
- 6.京都府の肝炎対策（無料肝炎検査、助成制度や相談窓口の紹介等）

事務局：京都府健康福祉部健康対策課がん対策係

電話：075-414-4739（直通） 受付時間：平日9時～17時 メール：kentai@pref.kyoto.lg.jp

京都府からのお知らせ

肝炎コーディネーター養成研修会（第2期）のご案内

主催：京都府・京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院・京都大学医学部附属病院）

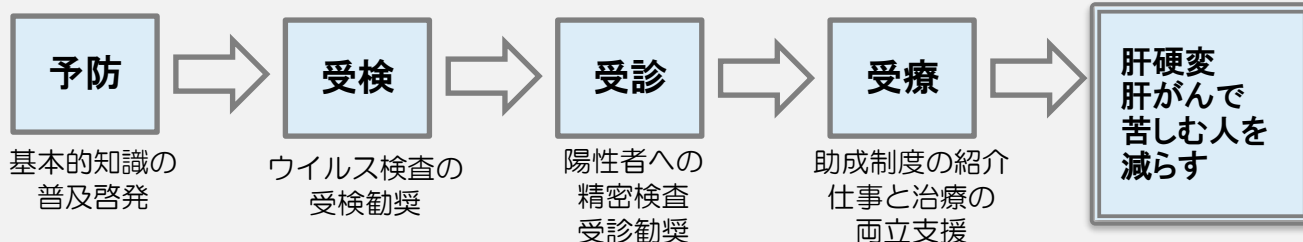
京都府では、肝炎対策を各地域で進めるため、「肝炎コーディネーター」を養成しています。この度、肝炎コーディネーター養成研修会をフルオンライン配信で開催します。この機会に、「ウイルス性肝炎」について学んでみませんか。

【肝炎コーディネーターとは】

医師、看護師、薬剤師等の様々な職種から構成され、肝硬変・肝がんで苦しむ人を一人でも減らすため、府民への肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者への受診勧奨を行う役割を担います。また、相談内容に応じてより適切な窓口を紹介することも重要な役割です。

＜肝炎コーディネーターに期待されること（例）＞

- ◇ 肝炎ウイルス検査を受けられる医療機関を紹介する
- ◇ 対象となる医薬品を服薬する患者に医療費助成制度を紹介する



開催方法

フルオンライン配信（採点結果についてはメールで配信）

＊視聴期間内であれば都合の良い時間にいつでも視聴することができます

受講申込期間

令和5年11月10日（金）～11月30日（木）



受講の流れ

- ①QRを読み取り、上記の期間内に受講申し込みを行う
<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=uketuke2>
- ②講義動画視聴用のURLが記載されたメールが届く
- ③自分の都合の良い時間に講義を視聴する（視聴期限：12月7日まで）
※恐れ入りますが視聴に係る通信料はご負担ください。
- ④認定試験に解答する（解答期限：12月7日まで）
- ⑤京都府より採点結果と合格の場合は認定申請書がメールで届く
(解答期限から1か月後)

対象者

京都府内勤務の歯科医師・栄養士・医療事務・産業保健師

無所属の場合は京都府内に居住する対象者

◆プログラム◆

- 1.肝炎コーディネーター制度について
- 2.ウイルス性肝炎とその治療
3. B型肝炎の病態と治療
4. C型肝炎の病態・治療薬について
- 5.肝炎患者による講演
- 6.京都府の肝炎対策（無料肝炎検査、助成制度や相談窓口の紹介等）

事務局：京都府健康福祉部健康対策課がん対策係

電話：075-414-4739（直通） 受付時間：平日9時～17時 メール：kentai@pref.kyoto.lg.jp

【お知らせ】 肝炎コーディネーター養成研修会のご案内（フルオンライン研修）



京都府では、肝炎コーディネーターの養成研修会を10月から開始しました。フルオンライン研修ですので、研修期間内であれば、いつでもご都合の良い時間に受講できます。研修期間、対象者、受講方法は以下の通りです。

- 【第1期】（期間） 10月10日～31日
（対象者） 医師、薬剤師、看護師、肝炎患者及び家族、自治会、自治体職員
- 【第2期】（期間） 11月10日～30日
（対象者） 歯科医師、栄養士、医療事務、産業保健師

受講方法：①受付登録⇒②YouTube から動画を視聴⇒③認定試験を受験⇒④認定証を発行
受付から認定までフルオンラインで受講できます。

肝炎コーディネーターに認定済みであり、受講のみ希望する方は第1期、第2期に関わらず視聴できます。認定試験の受験は必要ありません。



申し込み 京都府ホームページから <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanencoordinator.html>

【特集】 カンゾーさんが行く 京都府肝炎コーディネーター インタビュー

記念すべき初回のゲストには、患者の立場から、京都府で初めて肝炎コーディネーターに認定された 京都肝炎友の会 ^{やまぞえ}山副スヘノさん をお迎えしました。

山副さんは、府民にとって身近な肝炎コーディネーター（啓発担当）のひとりです。どのような活動をしているのでしょうか。

読者のみなさまが気になっていることを、京都府肝炎対策のマスコット「カンゾーさん」がインタビューしてきました。



^{やまぞえ}山副さん、こんにちは。読者のみなさまへ自己紹介をお願いします。

こんにちは。「京都肝炎友の会」世話人代表の ^{やまぞえ}山副スヘノです。

京都肝炎友の会は、30年前に肝炎の患者さん達によって設立されました。ウイルス性(B型・C型)や自己免疫性など、あらゆる肝炎患者のための患者会として活動しています。

具体的には、広報誌「^{きょうかんと}京 肝 友 ニュース」を発行し、講演会や世話人会で肝炎に関する情報交換や、患者同士の勉強会を開催しています。患者同士で交流することは、肝炎の病気のことだけでなく、仕事・人間関係など患者同士だからこそ話ができることもあり、その交流を通じて、私も含めて患者同士で励まし合っています。

また、一般の方へ向けても、肝炎ウイルス検査の受検勧奨やウイルス性肝炎陽性者に対する専門医への受診などの啓発を行っています。

現在は、世話人全員7名と一般の会員から4名が肝炎コーディネーターの認定を受け、患者が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせる社会の実現を目指して活動しています。





肝炎コーディネーターを志した理由をお聞かせください。



肝炎コーディネーターに期待される活動は、これまで私たちが実施してきた活動に近く、経験を活かすことができると考えたからです。今後も、患者の目線から、肝炎コーディネーターとして患者や家族が必要としている支援や情報を発信したいと考えています。



患者の立場からの肝炎コーディネーターの認定は京都府で初めてとなります。患者だからこそできることはあるでしょうか。



肝硬変・肝臓がんで亡くなられた多数の方達の想いを胸にして、現在も患者として肝炎、肝硬変、肝臓がんの症状と向き合う私たちだからこそ、一般の方にも広く伝えることができると考えております。

早期発見、早期治療が必要なことは、肝炎も同様です。肝炎検査などの啓発や受診を勧めることはとても大切ですが、自覚症状が少ないため、一般の方に理解してもらうことは簡単ではありませんね。

そこで私は、肝炎に関する情報を提供する前に、必ず、自分の体験をふまえて相手が置かれた環境や気持ちを理解するよう心がけています。



肝炎患者は、どのようなことに苦しんでいて、いかなる助けを必要としているのでしょうか。



ウイルス性肝炎は、患者の健康・生命を脅かすだけではなく、差別や偏見は、残念ながら現在でも見聞きします。

一例としては、歯科医療における治療拒否が起きています。肝炎患者は、病気・治療の負担だけではなく、差別や偏見も受けており、患者が置かれた状況を広く理解してもらうことが必要です。

肝炎コーディネーターのみなさまには、ウイルス性肝炎という病気・治療の知識だけではなく、肝炎患者に対する差別・偏見がなくなるように、正しい知識を広く提供し、肝炎患者が安心して暮らせる社会を形成いただくことを望んでいます。



患者・家族にとって、肝炎コーディネーターはどのような存在なのでしょうか。



我が身のこととして差別・偏見を受けた患者がどうしたらよいのか分からないこともあります。家族に相談できない患者も多数います。治療のこと、薬のこと、差別・偏見のことなど肝炎患者が問題に直面したとき、気軽に相談できる存在が必要です。

京都府肝炎コーディネーターは、悩みを抱えた患者・家族から相談を受けて、必要な情報を必要ときに提供できる、患者・家族にとって安心を与える存在であってほしいと考えています。



最後に、読者のみなさまへメッセージをお願いします。



肝炎コーディネーター制度が全国で始まり、京都府では、私たち患者会も肝炎コーディネーターになることができました。今後も京都府と協力して、肝炎対策が前進するように頑張りたいと考えています。また、医療従事者などの各分野の肝炎コーディネーターのみなさまとも連携して、肝炎と向き合っている患者さん・ご家族の手助けをしたいと思います。

肝炎コーディネーターは、様々な分野の方が、それぞれの強みを活かすことで、患者をサポートする制度です。みなさま、一緒に頑張りましょう！！

イラスト提供 : 田中征一郎さん(京都肝炎友の会、京都府肝炎対策協議会委員)、肝炎情報センター
インタビュー編集: 牧亮太さん(京都肝炎友の会)、井上裕智(京都府健康対策課)

【Q&A】このコーナーでは素朴な疑問にカンゾーさんがお答えします。



**そもそも、「京都府肝炎コーディネーター」って何なの？
どんな活動をしているの？**

「京都府肝炎コーディネーター」は、厚生労働省からの通知により京都府が養成、認定する資格です。

府民が肝炎を正しく理解し、適切な医療や支援を受けられるように医療機関、行政機関への橋渡しをしています。



私も肝炎コーディネーターになれるの？

医療関係者、患者やその家族などの一般の方まで幅広くいらっしゃいます。

みなさまがそれぞれの立場を生かして、医療担当または啓発担当として活動されているんです。





世界肝炎デーって？

医学者バルーク・サミュエル・ブランバーグ氏の誕生日にちなみ、WHOが毎年7月28日を世界肝炎デーに制定しました。

世界的なウィルス性肝炎の蔓延防止、患者・感染者に対する差別偏見の解消や、感染予防の推進を目的としています。

ブランバーグ氏はB型肝炎ウィルスを発見し、診断法やワクチンを開発し、1976年にはノーベル生理学・医学賞を受賞しています。



～ カンゾーさんの編集後記 ～

肝炎を取り巻く環境や制度は、患者さんにとって難しいものです。

患者さんが我が身のこととして直面したときの気持ちを理解することが、肝炎コーディネーターとしての活動の足がかりになると気づかされました。

患者さんの気持ちを理解するうえで、京都肝炎友の会の山副さんは「安心」ということばを繰り返していたことが印象的でした。

肝炎コーディネーターは、患者さんが適切な医療を受け、安心して暮らせるよう、患者さん・ご家族、そして職場の同僚へ正しい知識を分かりやすく伝える、いわば「道しるべ」の役割が求められているのです。

京都肝炎友の会の山副さん、ありがとうございました。

「京都府肝炎コーディネーター通信」ではみなさまの紙面交流を目的に、ご寄稿をお待ちしています。

次号では肝炎コーディネーター（医療担当）の投稿を予定しています。

啓発資材のご依頼はこちらから

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=kanencoordinator3>



発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4739 FAX：075-431-3970

京都府健康福祉部健康対策課

kentai@pref.kyoto.lg.jp

前回（第15回）京都府肝炎対策協議会における主な御意見及びその対応

	主な御意見	対応状況
①	肝炎コーディネーターから京都府への要望として、「活動事例の共有」が挙がっており、具体的な問題点を挙げていくうえでも、活動事例の共有は最も優先順位の高い支援といえる。	肝炎コーディネーターの活動事例や、活動において心がけていることなどをインタビュー形式で記事にし、肝炎コーディネーター通信（第6号）を発行しました。より良い活動支援となるよう、第6号に寄せられた意見などを参考に改善を図ってまいります。
②	肝炎コーディネーター通信の発行頻度はどの程度の予定か。	肝炎コーディネーター通信（第6号）は、バックナンバーから内容を一新し、インタビューの実施・編集を追加したため、適切な発行頻度についても寄せられる意見などを参考に検討します。
③	産業保健師にも肝炎コーディネーター研修に参加いただき、その活動を支援することは、職域での肝炎対策に有効と考えられる。	肝炎コーディネーターの対象職種に産業保健師を追加し、研修を受講できることとしました。
④	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、要件を満たす者の拾い上げが十分にできていないと考えられる。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業と連携した取組の推進について新保健医療計画に盛り込むとともに、助成件数をロジックモデルにおける指標に設定します。
⑤	肝炎対策を推進するうえで、職域の関与は不可欠である。また、職域では差別が生じないように肝炎ウイルス検査を実施していただきたい。	受検者の利便性及び職域におけるプライバシーに配慮した検査の実施等、受検しやすい体制の整備を推進することを計画に盛り込みます。また、肝炎患者等の人権が尊重され、安心して生活、就労できる環境づくりを進めるために、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要であることも含めます。
⑥	地域によって肝炎ウイルス検査受検状況に差があり、これを加味した計画が望ましい。	地域の実情を加味した計画とするために、国が京都府を経由して実施する市町村調査票を援用し、市町村の取組状況をロジックモデルにおける指標に設定します。
⑦	若者を対象とする啓発への工夫については、QRコードを設ければ若者自らが情報を探す傾向にあるため、QRコードは情報を発信するきっかけになる。	京都府が作成する啓発資材においてはQRコードを順次導入し、若者にとって検索しやすい啓発となるよう工夫していきます。（別添、「肝炎ウイルス検査を受けましたか？」リーフレットの例）

がん

から肝臓を 守ってあげましょう



あなたの肝臓は、
もう何十年も
肝炎ウイルスと
戦っているかもしれません

無料検査実施場所

●京都府各保健所【要予約】

実施日時 京都府ホームページに掲載
もしくは各保健所に問合せ

結 果 検査後、数週間でお知らせ

実施場所	電話番号	所在地
乙訓保健所	075-933-1153	向日市上植野町馬立8
山城北保健所	0774-21-2911	宇治市宇治若森7-6
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	京田辺市田辺明田1
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市木津上戸18-1
南丹保健所	0771-62-2979	南丹市園部町小山東町藤ノ木21
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市篠尾新町1-91
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市倉谷1350-23
丹後保健所	0772-62-4312	京丹後市峰山町丹波855

●京都府委託医療機関（京都市にお住まいの方を除く）

実施場所 京都府の委託医療機関

結 果 検査後、数週間でお知らせ

※実施施設、日時、予約・保険証の要否は京都府ホームページで確認

お問合せ先

京都府健康福祉部健康対策課 電話：075-414-4739

京都府 肝炎検査 検索



●京都市検査協力医療機関（京都市にお住まいの方）

実施場所 京都市の検査協力医療機関

結 果 検査後、数週間でお知らせ

※詳しくは京都市府ホームページで確認

お問合せ先

R5.4.～変更 075-746-7200
京都市保健福祉局医療衛生企画課 電話：075-222-4421

京都市 肝炎検査 検索



肝炎ウイルス検査を 受けましたか？



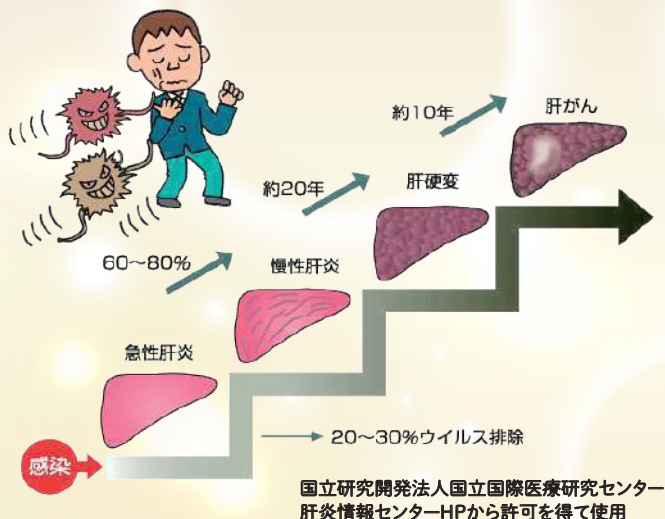
肝炎ウイルスは
肝炎、肝硬変、
肝がんの原因です

京 都 府



肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ 症状が進行するまで 気づかないこともあります。

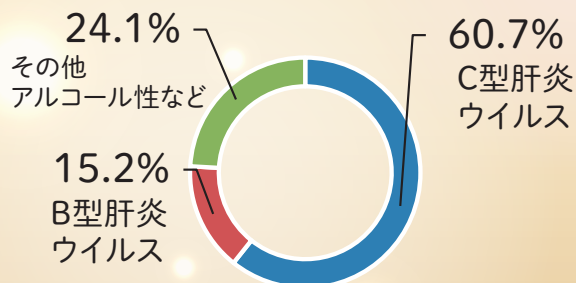
肝炎ウイルスは、ときに数十年をかけて肝がんを引き起こします。しかし、ウイルスを早期に発見して薬でコントロールすれば、肝がん予防につながります。



Q.お酒を飲まないから肝がんは関係ない?

A.肝がんの原因のほとんどはアルコールではなく肝炎ウイルスです。

肝がんの原因内訳



出典：第20回全国原発性肝癌追跡調査報告(2008-2009)

肝炎ウイルス検査は 採血1回、チクリで済みます。 一生に一度は受けましょう。

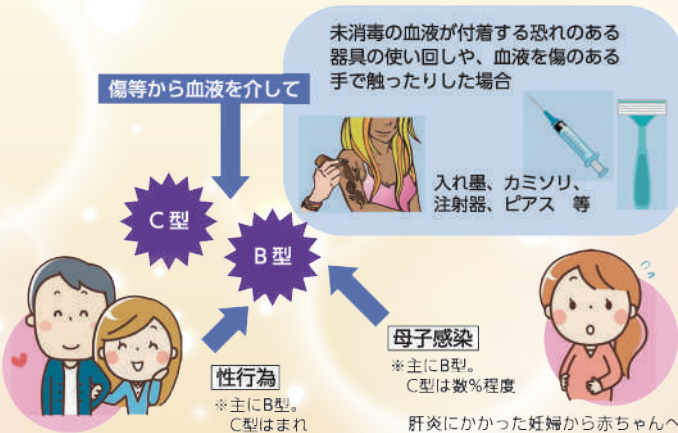
Q.感染者はどれくらいいるの?

A.日本では200~250万人が肝炎ウイルスに感染していると言われています。
国内最大級の感染症です。

Q.肝炎ウイルスの感染経路は?

A.感染者の血液や体液が自身の体内に入ると感染に至ります。

入れ墨(タトゥー)やピアスの器具の共用でも感染するおそれがあり、若い人でも要注意です。



Q.健康診断で肝機能検査があるから ウイルス検査を受けなくても平気?

A.特定健診や肝機能検査では肝炎ウイルスの有無は調べていません。

肝機能の数値が基準値内で自覚症状がなくても、肝炎ウイルスに感染していることがあります。

検査の結果、肝炎ウイルスに 感染していることがわかったら、 放置せず、速やかに精密検査を 受けましょう。

専門医療機関では、2種類の検査で肝炎の種類や肝臓の状態を調べます。

<精密検査>

①血液検査

ウイルスのタイプや量、肝がん発症の有無を調べる検査です。

②エコー(超音波)検査

現在の肝臓の状態、肝硬変・肝がんの有無を調べる検査です。
おなかにゼリーをぬって、エコー(超音波)でおなかの中を見ます。痛みはありません。



イラスト提供：肝炎情報センター

肝炎の薬は急速に進歩し、近年では入院せずに飲み薬だけで治療することもできるようになりました。

通院のみで、仕事を休むことなく治療できます。
医療費の助成制度もあります。

肝疾患相談センターでは
肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの
様々なご相談をお受けしています。

※いずれも祝日及び年末年始を除く

●京都府立医科大学附属病院
肝疾患相談センター(消化器内科内)
電話:075-251-5171
毎週火・木曜(午前10時~12時/午後1時~4時)
毎週水曜(午後1時~4時)

●京都大学医学部附属病院
肝疾患相談センター(消化器内科内)
電話:075-751-4701
毎週月・水・金曜(午前10時~12時)

(3) 肝炎対策

現状と課題

- 肝炎は、肝臓の細胞が破壊されている病気です。症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。
- 肝炎の原因は、ウイルス性と非ウイルス性（アルコール性、脂肪性、自己免疫性等）に分類されます。ウイルス性肝炎患者は各市町村、医療関係者等と連携した感染予防対策や治療薬の進歩等により減少傾向にありますが、依然として肝炎患者の半数を占めており、重症化しやすいため、対策の継続が必要です。
- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）は、B型が110万人～120万人、C型が90万人～130万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。
- ウイルス性肝炎は、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、完治又は病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受ける必要があります。
- 非ウイルス性肝炎患者は増加傾向にあり、主な原因は生活習慣にあることから、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発等、より予防に重点を置いた取組を行う必要があります。

〈肝炎の予防〉

- ウイルス性肝炎の感染経路（ピアスの穴あけや、いわゆるアートメイク等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等）や、非ウイルス性肝炎の原因（アルコール、脂肪、自己免疫等）についての正しい知識の普及啓発が重要です。
- 医療現場においては、正しい知識に基づき、医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。
- 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成28年10月から乳児期のB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。

〈肝炎ウイルス検査の早期受検と速やかな治療〉

- 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、受検者の利便性及び職域におけるプライバシーに配慮した検査の実施等、受検しやすい体制の整備を推進する必要があります。
- 肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検していても検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図り、受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨・受療のほか、フォローアップに至るまで助言を行うことが効果的です。
- 検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備し、受療及びフォローアップを推進することが必要です。
- 全ての肝炎患者等が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制の整備が必要です。特に、北部地域の充実に図ることが求められています。

- 核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療を必要とする方が肝炎医療に係る諸制度を正しく認識できるように情報提供する必要があります。
- 重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。

〈肝炎に関する知識の普及啓発と肝炎患者等の人権尊重〉

- 肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材(肝炎コーディネーター)を養成し、活動を支援するために、情報共有や連携しやすい環境の整備が必要です。
- 医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者等に対する病態等の説明や治療方針決定の上で重要であると考えられます。
- 肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ府民へ十分に浸透していないと考えられ、各世代に効果的で分かりやすい、多様な普及啓発活動の実施が求められています。
- 肝炎患者等の人権が尊重され、安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。

〈相談支援体制の整備〉

- 肝炎患者等が肝炎医療を受けながら QOL の向上を図ることができるよう、肝疾患相談センターを中心とした相談支援体制の充実が必要です。
- 肝炎患者等の不安を軽減するため、肝がん重度肝硬変治療研究促進事業等のがん対策と連携した取組の推進等が求められています。
- 取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

対策の方向

目指す方向

- ▶ 肝炎から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす

目標（取組の方向性）

- ① 予防するための取組
- ② 肝炎ウイルス検査の早期受検と速やかな治療
- ③ 肝炎に関する知識の普及啓発と肝炎患者等の人権尊重
- ④ 相談支援体制の整備

具体的な施策

目標① ・肝炎の予防

- －ウイルス性肝炎の感染経路や、非ウイルス性肝炎の原因（アルコール、脂肪、自己免疫）等についての正しい知識の普及啓発
- －医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底
- －乳児期B型肝炎ワクチン定期接種の確実な実施

目標② ・ 検査実施体制

- －無料肝炎ウイルス検査実施医療機関の増加
- －検査の重要性について周知
- －受検しやすい体制の整備
- －受診勧奨体制を整備し、受療及びフォローアップを推進

・ 医療提供体制

- －肝疾患専門医療機関の増加
- －適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制の整備を支援（北部地域の肝疾患専門医療機関の増加）（再掲）
- －適切な受診を促す体制の整備を推進

目標③ ・ 啓発及び医療に関する人材

- －肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材（肝炎コーディネーター）の活動支援
- －肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知

・ 知識の普及等

- －より効果的で分かりやすい普及啓発活動の実施
- －肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくり

目標④ ・ その他肝炎対策の推進

- －相談支援体制の充実
- －肝炎患者等の不安の軽減及びがん対策と連携した取組の推進
- －肝炎をめぐる状況の変化を的確にとらえ、必要に応じて見直しを行いながら対策を推進

ロジックモデル

番号	C：個別施策
----	--------

1	肝炎の予防	
	ウイルス性肝炎の感染経路や、非ウイルス性肝炎の原因等についての正しい知識の普及啓発	
	医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底	
	指標	乳児期B型肝炎ワクチン定期接種の確実な実施

2	検査実施体制	
	指標	無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数
	指標	検査の重要性について周知
	指標	受検しやすい体制の整備
	指標	受診勧奨体制を整備し、受療及びフォローアップを推進

3	医療提供体制	
	指標	肝疾患専門医療機関数
	指標	適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制の整備を支援（北部地域の肝疾患専門医療機関（再掲））
	指標	適切な受診を促す体制の整備を推進（重症化予防検査費用助成件数）

4	啓発及び医療に関する人材	
	肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材（肝炎コーディネーター）の活動支援	
	指標	肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知（肝疾患相談センターの医療機関向け研修会実施回数）

5	知識の普及等	
	指標	より効果的で分かりやすい普及啓発活動の実施（啓発方法の複数使用）
	肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくり（患者会との意見交換）	

6	その他肝炎対策の推進	
	相談支援体制の充実（肝疾患相談センターの活動支援）	
	指標	肝炎患者等の不安の軽減及びがん対策と連携した取組の推進（肝がん・重度肝硬変治療に係る助成件数）
	肝炎をめぐる状況の変化を的確にとらえ、必要に応じて見直しを行いながら対策を推進	

番号	B：中間アウトカム
----	-----------

1	予防するための取組	
	指標	啓発資材配布新規申込件数

2	肝炎ウイルス検査の早期受検と速やかな治療	
	指標	肝炎ウイルス検査数
	（肝炎医療費助成の実施及び情報提供）	

3	肝炎に関する知識の普及啓発と肝炎患者等の人権尊重	
	指標	肝炎コーディネータ養成者数
	（人権尊重）	

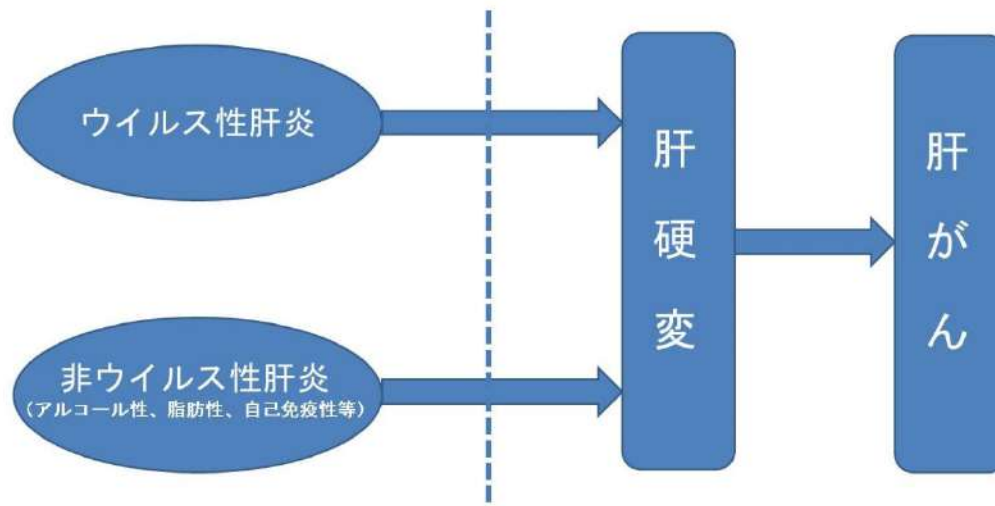
4	相談支援体制の整備	
	指標	肝疾患相談センターの相談件数

番号	A：分野アウトカム
----	-----------

1	肝炎から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす	
	指標	肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）

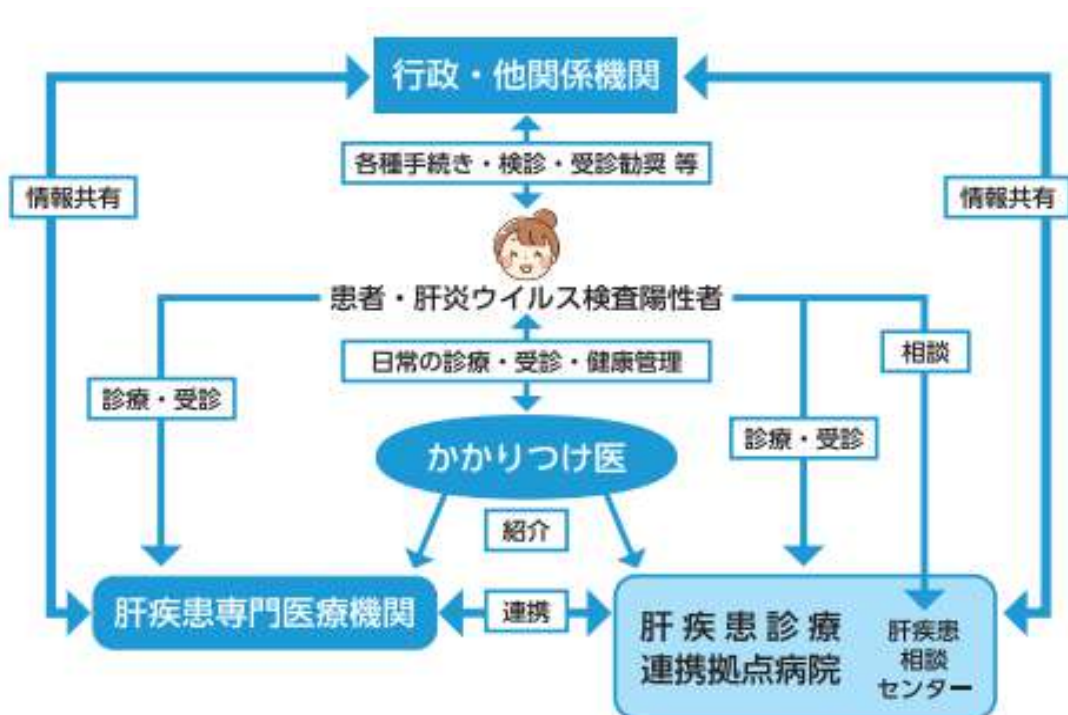
成果指標

番号	項目	現状値		目標値		出典
A 1	肝がんの年齢調整罹患率（人口 10 万対）	12.2	令和元年	減少	令和 7 年	京都府がん実態調査報告書
B 1	啓発資材配布新規申込件数	30 件	令和 4 年度	50 件	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
B 2	肝炎ウイルス検査数	10,842 件	令和 3 年度	14,000 件	令和 10 年度	京都府健康対策課調べ
B 3	肝炎コーディネーター養成者数	251 人	令和 4 年度	500 人	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
B 4	肝疾患相談センターの相談件数	54 件	令和 4 年度	100 件	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 1	乳児期 B 型肝炎ワクチン定期接種の確実な実施のために、陽性者を把握する市町村数	16 市町村	令和 3 年度	増加	令和 10 年度	地方自治体における肝炎対策実施状況調査
C 2	無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	108 施設	令和 4 年度	200 施設	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 2	検査の重要性について周知する市町村数	24 市町村	令和 3 年度	全市町村（26 市町村）	令和 10 年度	地方自治体における肝炎対策実施状況調査
C 2	受検の利便性を高める取組を実施する市町村数	22 市町村	令和 3 年度	全市町村（26 市町村）	令和 10 年度	地方自治体における肝炎対策実施状況調査
C 2	受診勧奨を実施する市町村数	23 市町村 ③市町村：府無料検査委託医療機関を紹介 ②、勧奨が一巡①	令和 3 年度	全市町村（26 市町村）	令和 10 年度	地方自治体における肝炎対策実施状況調査
C 3	肝疾患専門医療機関数	220 施設	令和 4 年度	250 施設	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 3	北部地域の肝疾患専門医療機関数（再掲）	28 施設	令和 4 年度	増加	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 3	重症化予防検査費用助成件数	57 件	令和 4 年度	100 件	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 4	肝疾患相談センターの医療機関向け研修会実施回数	24 回	令和 4 年度	増加	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ
C 5	啓発方法を複数用いる市町村数	19 市町村	令和 3 年度	増加	令和 10 年度	地方自治体における肝炎対策実施状況調査
C 6	肝がん・重度肝硬変治療に係る助成件数	16 件	令和 4 年度	30 件	令和 11 年度	京都府健康対策課調べ



肝炎から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす

4



京都府保健医療計画（肝炎対策） 骨子（案）

資料2-3

前回（第15回）京都府肝炎対策協議会資料に同じ

分野別施策及び目標

0. 背景

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～120 140 万人、C型が90 190 万人～130 230 万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。		B型肝炎、C型肝炎 持続感染者（2015年） 約200～250万人（推計）※ （B型：約110～120万人、C型：約90～130万人）（推計）※ ※ 令和元年度厚生労働科学研究費補助金肝炎等克服政策研究事業田中班報告書	○ 近年では、若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある。また依然として、 ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすい ため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である。【指針（通知）】
B	○ 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともあります。放置すると肝硬変や肝がんへ進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんへ進行する前に適切な治療を受けることが重要です。		○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者数が少ない	○ 「 肝炎の完全な克服 」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。【概要①、ポイント①】
C	○ これまで各市町村、医療関係者等と連携し肝炎対策を進めてきましたが、さらにこれからは、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である方のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を一層推進します。		○ PDCAサイクルの検証	○ 肝炎対策の全体的な施策目標として、 受検・受診・受療・フォローアップ の推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進する。【ポイント①】

1. 肝炎対策の基本的な考え方

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。		（引き続き実施）	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。【概要③】
B	○ 検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路等、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。		（引き続き実施）	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。【概要②】
C	○ 肝炎対策の推進に当たっては、令和4年3月平成28年6月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎対策協議会での議論を踏まえ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関等の関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。		令和4年3月7日付け健発0307第1号厚生労働省健康局長通知「肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について（通知）」	○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。【ポイント①】 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。【概要⑨】 ○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。【ポイント⑨】

2. 感染予防

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけやタトゥーを入れる等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。	○ 若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知する等、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進	○ 肝炎患者の高齢化 （高齢者にもわかりやすい啓発）	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。【ポイント③】 感染予防の例：ピアスの穴あけや <u>アートメイク</u> （指針通知）
B	○ 医療現場において医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。	○ 医療現場における感染防止策の徹底を推進	○ 医療従事者を対象とする啓蒙活動に検討の余地	（引き続き実施）
C	○ 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成28年10月から乳児期のB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。	○ 乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進	（引き続き実施）	○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。【概要②、ポイント②】

3. 検査実施体制

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、職域における検査の実施等、受検しやすい体制の整備も求められています。	○ 効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進	○ 職域検査の強化、プライバシーの配慮	○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。【概要③】 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。【概要③】
B	○ 受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨等、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。	○ 陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった方に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施	（引き続き実施）	○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。【概要④】
C	○ 検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備することが必要です。	（同上）	（引き続き実施）	（引き続き実施）

4. 医療提供体制

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。	○ 適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充 ○ 肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進	（引き続き実施）	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。【概要④】
B	○ 核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療が必要な方に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。	○ 陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備	○ 情報の受け手の理解	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。【ポイント④】
C	○ 重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。	○ 治療が必要な方に対し、肝疾患専門医療機関等の情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施	（引き続き実施）	（引き続き実施）

5. 予防及び医療に関する人材の育成

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材（肝炎医療コーディネーター）の養成に努める必要があります。	○ 肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材（肝炎医療コーディネーター）を新たに養成するための研修を実施	○ 活動支援 （京都府肝炎コーディネーター通信へ活動事例の記事掲載を計画）	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と <u>活躍の推進</u> に取り組むこと。【概要⑤】 ○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその <u>活動状況の把握</u> に努めるとともに、 <u>肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備</u> に努める。【ポイント⑤】
B	○ 医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。	（同上）	（引き続き実施）	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。【概要⑦】 ○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。【ポイント⑦】

6. 啓発及び知識の普及等

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。	○ 肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進	（引き続き実施）	（引き続き実施）
B	○ 肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。	○ 肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進 ○ 肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進	○ 「人権尊重」の明示	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、 不当な差別を防ぎ 、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。【概要⑧】 ○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに 肝炎患者等の人権の尊重 に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。【ポイント⑧】 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。【概要⑨】 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。【概要④】

7. その他肝炎対策の推進

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポート等相談支援体制の充実が必要です。	○ 肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進	（引き続き実施）	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。【概要⑨】
B	○ 肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。	（同上）	○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者数が少ない	○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。【概要⑨】
C	○ 取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。	（同上）	（引き続き実施）	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。【概要⑥】 ○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。【ポイント⑥】

数値目標

	項目	計画策定時の数値	施策目標（令和5年度末まで）	現状値
A	肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）	17.2（平成25年度）	13.8	12.2（令和元年末）
B	無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57（平成28年度末）	200	108（令和5年6月末）
C	肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村（平成29年度）	全26市町村	23市町村（令和3年度末） 3市町村：府無料検査委託医療機関を紹介②、 勧奨が一巡①
D	肝炎患者に対し相談支援等を行う人材 （肝炎医療コーディネーター）を養成	0人（平成29年度末）	400人	251人（令和5年6月末）

京都府保健医療計画

平成 30 年 3 月

(令和 3 年 3 月改定)

京都府

目次

第1部 総論

第1章	計画策定の趣旨	P. 2
第2章	計画の性格と期間	P. 3
第3章	計画の基本方向	P. 4
第4章	医療圏の設定	P. 7
第5章	基準病床数	P. 9

第2部 各論

第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備

1	保健医療従事者の確保・養成	P. 12
2	リハビリテーション体制の整備	P. 29

第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立

1	医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供	P. 33
2	小児医療	P. 36
3	周産期医療	P. 39
4	救急医療	P. 45
5	災害医療	P. 50
6	へき地医療	P. 55
7	在宅医療	P. 62
8	医薬品等の安全確保と医薬分業の推進	P. 68

第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供

1	健康づくりの推進	P. 71
(1)	生活習慣の改善	P. 71
(2)	歯科保健対策	P. 87
(3)	母子保健対策	P. 91
(4)	青少年期の保健対策	P. 93
(5)	高齢期の健康づくり・介護予防	P. 94
2	特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策	P. 96
(1)	がん	P. 96
(2)	脳卒中	P. 105
(3)	心筋梗塞等の心血管疾患	P. 114
(4)	糖尿病	P. 121
(5)	精神疾患	P. 125
(6)	認知症	P. 137
3	様々な疾病や障害に係る対策の推進	P. 142
(1)	発達障害、高次脳機能障害対策	P. 142
(2)	難病、原爆被爆者、移植対策等（アレルギー、アスベスト）	P. 144
(3)	肝炎対策	P. 149
(4)	感染症対策	P. 152
(5)	健康危機管理	P. 156

第3部 計画の推進

第1章	計画の推進体制	P. 160
第2章	評価の実施	P. 162
第3章	計画に関する情報の提供	P. 163

(3) 肝炎対策

現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B 型が 110 万人～140 万人、C 型が 190 万人～230 万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。
- 肝炎(B 型及び C 型肝炎をいう。以下同じ。)は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進化するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進化する前に適切な治療を受けることが重要です。
- これまで各市町村、医療関係者等と連携し肝炎対策を進めてきましたが、さらにこれからは、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である方のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を一層推進します。
- 肝炎対策の基本的な考え方
 - ・肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも 1 回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
 - ・検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路等、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
 - ・肝炎対策の推進に当たっては、平成 28 年 6 月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎対策協議会での議論を踏まえ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関等の関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
 - ・若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけやタトゥーを入れる等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
 - ・医療現場において医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。
 - ・母子感染対策では、妊婦健康診査による B 型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成 28 年 10 月から乳児期の B 型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。
- 検査実施体制
 - ・保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、職域における検査の実施等、受検しやすい体制の整備も求められています。

- ・受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。
また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨等、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- ・検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備することが必要です。

○ 医療提供体制

- ・全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
- ・核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療が必要な方に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- ・重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。

○ 予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材(肝炎医療コーディネーター)の養成に努める必要があります。
- ・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。

○ 啓発及び知識の普及等

- ・肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
- ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。

○ その他肝炎対策の推進

- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポート等相談支援体制の充実が必要です。
- ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
- ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

対策の方向

ポイント

★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知する等、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進
- ・医療現場における感染防止策の徹底を推進
- ・乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進

★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進
- ・陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった方に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施

★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進
- ・陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備
- ・治療が必要な方に対し、肝疾患専門医療機関等の情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施

★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材(肝炎医療コーディネーター)を新たに養成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進
- ・肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進

★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進

成果指標

項目	現状値		目標値		出典
肝がんの年齢調整罹患率 (人口10万対)	17.2	H25年度 (2013年度)	13.8	2023年度	京都府がん実態調査報告書
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57	H28年度 (2016年度)	200	2023年度	京都府健康対策課調べ
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村	H29年度 (2017年度)	全市町村		
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材(肝炎医療コーディネーター)を養成	0人	H29年度 (2017年度)	400人		

京都府の活動事例

令和5年度肝炎対策地域ブロック戦略合同会議
(近畿ブロック)

令和5年10月13日(金)

大阪大学中之島センター

京都府健康福祉部健康対策課

井上 裕智

2



肝炎対策を推進するための現行計画 (京都府保健医療計画と一体策定)

肝炎ウイルスの持続感染者

B型：110万人～120万人

C型：90万人～130万人



放置すると
肝硬変・肝がんになる

早期に発見し
適切な治療を行うことで
進行を抑えることが可能

目標

肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす

基本的な考え方

- ①感染者の早期発見と新たな感染の予防
- ②肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発
- ③関係者が一体となって総合的な取組を推進

肝炎対策を推進するための現行計画 （京都府保健医療計画と一体策定）



6
本
柱

現
状
と
課
題

対
策
の
方
向

感染予防	検査実施体制	医療提供体制	予防及び医療に関する人材の育成	啓発及び知識の普及等	その他肝炎対策の推進
- 若年者の感染予防対策として、肝炎の感染経路についての正しい知識の普及啓発 ◎医療現場での感染防止策の徹底 ◎B型肝炎ワクチンの定期予防接種の徹底	☆検査の重要性の周知と、<u>職域検診等</u>の受検しやすい体制の整備 - 検査結果の適切な説明と検査後の対応についての助言 ◎<u>受診勧奨体制の整備</u>	- 全ての患者が適切な治療を継続して受けられる医療体制の整備 - 医療費助成の継続実施と制度等の情報提供 ◎<u>適切な受診を促す体制の整備</u>	◎<u>肝炎コーディネーターの養成</u> - 医療関係者等に対し、肝炎医療の最新の知見を周知	- より効果的な普及啓発活動の実施 - 肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくり	- 肝炎患者のQOL向上のため、相談支援体制等を充実 - がん対策と連携した取組の推進 - 状況の変化を捉えた対策の推進
☆感染の危険性のある行為の周知等、必要な知識の普及啓発を<u>様々な関係者と連携</u>し推進 ◎<u>B型肝炎ワクチンの定期接種の推進</u> ◎<u>医療現場における感染防止策の徹底</u>	☆効果的な受検勧奨や検査体制の整備、<u>職域における医療保険者との連携等</u>、受検機会拡大に向けた取組を一層推進 ◎<u>陽性者に対する精密検査受診勧奨を実施</u>	- 肝疾患専門医療機関を拡充 - 肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進 ◎<u>定期検査の受診勧奨を行う体制整備</u>	◎<u>肝炎コーディネーターの養成研修を実施</u> - 拠点病院と連携し、肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施	- 正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、普及啓発を推進 - 偏見・差別の解消に向け、国の取組などを踏まえた普及啓発を推進 ◎<u>肝炎患者の就労支援の推進</u>	患者、家族への情報提供、府民への普及啓発、拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備等を推進

凡例 ☆：拡充、◎：新設

肝炎対策を推進するための計画 (京都府保健医療計画と一体策定)

➤ 成果指標

項目	現状値	施策目標 (令和5年度末まで)
肝がんの年齢調整罹患率 (人口10万対)	12.2 (令和元年度末)	13.8
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	108施設 (令和5年6月末)	200施設
肝炎ウイルス検査個別勧奨実施市町村	23市町村 (令和3年度末) 3市町村：府無料検査委託医療機関を紹介②、勧奨が一巡①	全市町村 (26市町村)
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材 (肝炎コーディネーター)を育成	251人 (令和5年6月末)	400人

➤ 計画の期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

5

達成度



54%



63%

検査受検までの3つのハードル

6



興味を持つ

実施場所を
調べる

予約する

受けに行く

面倒

面倒

面倒

興味を持った方を
「ついでに」 「予約なしで」 「その場で」 導く



肝炎ウイルス検査の受検、受診及び受療の促進に係る周知

7

地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているところであるが、依然として・・・

- ✓ 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、
 - ✓ 精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、
- 肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く、より丁寧な普及啓発を行う必要。

肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するための周知を行う。

(表) 【周知用リーフレット（厚生労働省作成）】



(裏)

【京都府の事例（マンガによる周知）】



肝炎ウイルスの感染経路や肝炎の基礎的知識、陽性であった場合の支援制度についても触れ、肝炎ウイルス検査受検や適切な受診について、わかりやすく伝えている。

京都府HP

URL:<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/documents/kanenmanga.pdf>

※三つ折りにし、ページが開くにつれて情報が展開。

地元サッカーチームとのコラボ (9/10)

京都サンガF.C. × 「知って、肝炎プロジェクト」肝炎啓発イベント

出演者：中島颯太氏、瀬口黎弥氏

(FANTASTICS form EXILE TRIBE)

場所：かめきたサンガ広場、サンガスタジアム（亀岡市）



←試合前にステージイベントを実施

中島颯太氏



瀬口黎弥氏



←試合会場に啓発ブースを設置



ラジオ番組での啓発 (9/27 OA)

KBS 京都ラジオ「京都トークRUN」

出演者：桂 二葉氏（落語家）、梶原誠氏（KBSアナウンサー）



知事表敬訪問 (11/6)

出席者：

徳光和夫氏

伊藤義人氏（京都府立医科大学大学院 教授）

妹尾浩氏（京都大学大学院 教授）



コロナ後初の街頭啓発（世界肝炎デー）

9

京都府 報道発表資料

イベント等のお知らせ

京都市政記者クラブ 関連資料同時配付

令和5年7月20日

肝炎を知り、肝炎を理解する日に

～「世界肝炎デー」街頭キャンペーンを7月28日に実施～

- 京都府では、京都市などとともに、世界保健機関（WHO）が定める7月28日の「世界肝炎デー」に、街頭キャンペーンを実施します。
- 肝炎は自覚症状の少ない世界最大級の感染症です。肝炎という病気の存在を知り、理解するきっかけとなるよう、事前周知と当日の取材についてよろしくお願ひします。

世界保健機関（WHO）は、世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止、患者・感染者に対する差別・偏見の解消、感染予防の推進等を目的として、毎年7月28日を「世界肝炎デー」と定めています。

肝炎は、放置すると肝硬変や肝がんに行進し、肝がんの原因の半数は肝炎ウイルスが占めるといわれています。肝炎は自覚症状に乏しいため、病気の進行を防ぐには、肝炎ウイルス検査による早期発見と適切な治療が必要です。

京都府においても、多くの府民の方に肝炎について知っていただき、理解を深めていただけるよう、京都市などとともに「世界肝炎デー」街頭キャンペーンを実施します。

1 日 時

令和5年7月28日（金）12時00分～13時00分

2 場 所

ゼスト御池地下街 御幸町広場
（京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町4-9-2番地1 地下1階）
京都市営地下鉄東西線 京都市役所前駅 から地下街直結

3 実施内容

（1）肝炎に関する正しい知識の普及啓発
ポスター掲示、リーフレット配布

（2）出張個別相談

京都府、京都市の職員や京都府肝炎コーディネーター[※]による相談会を開催（参加無料、事前申込不要）

＜相談内容の例＞

- ・肝炎ウイルス検査を無料で受検できる最寄りの医療機関を知りたい
- ・専門的な治療を受けられる医療機関を知りたい
- ・精密検査費用や肝炎治療費の助成制度を知りたい

※京都府肝炎コーディネーター

京都府の肝炎対策を推進するために、肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などに従事する者を京都府が認定

（次頁あり）

4 実施機関

京都府、京都市、京都府肝炎対策協議会[※]、京都肝炎友の会

※京都府肝炎対策協議会

肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、患者団体等からなり、京都府における肝炎対策のあり方を検討する協議会

＜参考：京都府、京都市が実施する肝炎ウイルス検査＞

・京都府

【府内各保健所】無料・匿名で検査を受けられます（要予約）

保健所	電話	検査実施曜日・時間
乙訓保健所	075-933-1153	第1・第3火 13時～15時30分
山城北保健所	0774-21-2911	水 9時～11時
山城北保健所 照喜分室	0774-63-5734	木 9時～11時
山城南保健所	0774-72-0951	第2・第4木 13時～15時
南丹保健所	0771-62-2979	木 9時～11時
中丹西保健所	0773-22-6381	火 9時30分～11時10分
中丹東保健所	0773-75-0906	4～12月 9時～11時 1～3月 10時～11時
丹後保健所	0772-62-4312	水 10時～11時30分

【医療機関】京都府ホームページ参照

<https://www.pref.kyoto.jp/gun/karenkensha.html>

・京都市

問合せは京都いつでもコール（075-661-3755）又は京都市医療衛生企画課（075-222-4244）まで

【医療機関】京都市ホームページを参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000097089.html>

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部健康対策課 参事 四方 啓子 TEL 075-414-4728



啓発実施において工夫したこと

世界肝炎デー令和5年7月28日（金）

10

感染対策と両立するために
啓発規模は抑えつつ**京都府民へ**メッセージを届ける

- ① 気温・天候 → 京都府の夏は暑いことで有名 神社仏閣が多い → **涼しい屋内施設の価値↑**
- ② 夏休みの観光地 → 多くの人が来訪 → 駅前、繁華街やショッピングモールで実施（これまで）
※人通りの多さと京都府民への啓発は別 京都府民を特定できない
※人通りが多いと感染対策は困難
→ **府民が集まる場所** → **利用者が京都府民に限定される施設への動線上（コロナ後）**
※郵便局、金融機関、公的証明書発行センター、飲食店
※**人通りが少なくなるため、感染対策が可能**
- ③ 日時 → 肝臓週間を中心とした土日のお昼どきに実施（これまで）
→ 京都府民が利用する施設は土日休み → **平日お昼どき R5.7.28（金）**
※**昼休みの労働者（京都在住の可能性大）**
※**外食、中食施設の需要を取り込む**



京都府肝炎コーディネーター等による 出張相談会を併設（参加無料 申込不要）

12

新

興味を持った**その場で相談**できる
（京都府肝炎コーディネーターの活動支援）

- 実績
11名（1時間）
※想定よりも多くの人を利用
- 相談事例（相談者の質問どおりに記載）
 - Q 検査は受ける方がよい？どこで受けられる？お金かかる？
 - Q 健康診断を受けていれば肝炎ウイルスに感染しているか分かる？
 - Q 肝臓の病気で入院したけど肝炎ウイルスが原因？
 - Q γ-GTPが高いといわれた
 - Q この啓発イベントはどのような内容？ など



活動事例や、活動において心がけていることなど
肝炎コーディネーターへのインタビューを企画しています！



肝炎コーディネーター 一部改正通知

参考

13

健発0203第4号

令和5年2月3日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について（通知）

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙）に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。）第5（2）イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを踏まえ、今般、別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、通知する。

各都道府県におかれては、別紙を参考の上、下記の内容を踏まえた肝炎医療コーディネーターに係る要綱等を作成し、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を図っていただくようお願いする。また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、必要に応じ、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）をはじめとした医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、各都道府県の肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるように工夫されたい。さらに、今後の肝炎対策や肝炎医療の進展、各都道府県における肝炎医療コーディネーターの養成や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行うようお願いする。

〇〇県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、〇〇県の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第2条

- 1 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。



京都府肝炎コーディネーター 要領

14

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供及び人権尊重などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）が肝炎に関する制度を理解し、適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

- ・感染者に対する差別防止について、保健医療計画に盛り込むことはいかがか。
感染者に関する啓発活動に検討の余地がある。（R4.12.14 第14回京都府肝炎対策協議会）
- ・肝炎コーディネーターの主な役割は、これまでは受検や精密検査受診勧奨であったが、今後は制度を浸透させていく役割も担うべきである。（R5.3.22 京都府内患者団体との懇談会）

京都府では、府民にとって身近な肝炎コーディネーターに、人権尊重などの支援に関する啓発も担っていただくことを明示→京都府民が肝炎患者の人権についてより深く考えるきっかけに
（R5.7.6 第15回京都府肝炎対策協議会 全会一致にて承認）

ご清聴ありがとうございました。



京都府肝炎コーディネーター通信

第1号

令和2年9月発行

京都府健康対策課

第1号の内容

- ・【制度改正】初回精密検査費用助成の対象者が追加されました
- ・肝炎コーディネーター養成研修を開催しました（令和2年1月26日）
- ・活動状況報告の提出にご協力、ありがとうございました。

【制度改正】初回精密検査費用助成の対象者が追加されました

令和2年度から、妊婦健診時及び手術前に実施された肝炎ウイルス検査での陽性者も初回精密検査助成を受けられるようになりました。

【今回追加された対象者】

- 原則 1 年以内に妊婦健診において実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- 原則 1 年以内に手術前の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

提出資料等、詳細は同封しているチラシをご確認ください。

肝炎コーディネーター養成研修を開催しました

看護師の方を対象とした肝炎コーディネーター養成研修を開催しました。

- 日 時：令和2年1月26日（日）午後2時～午後5時
- 場 所：メルパルク京都6階会議室「貴船」
- 参加者：看護師 90名

【アンケートより抜粋】

- 1 肝炎コーディネーター制度について
 - コーディネーター制度の仕組み、役割について理解できた。
 - 具体的に何をすればいいかわからない。
- 2 病態及び治療について
 - この講義を受けたことは自分の知識としてよりよい医療サービスを提供できる自信につながった。
 - 治療したら治るということを知らなかったなので色々な人に伝えたい。
- 3 京都肝炎友の会からの講演
 - 患者の立場に立って十分な説明を行わなければいけないと再認識できた。
 - つらい気持ち、不安な気持ちを理解できるようになりたいです。
- 4 京都府の肝炎対策
 - 少し難しいので、もう一度読み直して勉強しようと思う。
 - 大きい病院に勤務なので手続き等はあまりよくわからない。事務に任せるべき。



事務局より

当日の参加及びアンケートのご協力、ありがとうございました。

アンケートでいただいたご意見については今後の研修に活かして参ります。



肝炎コーディネーター活動状況報告へのご協力、ありがとうございました。

令和元年7月までに肝炎コーディネーター養成研修を受講された方に、活動状況報告の提出をお願いしました。

【活動状況報告より抜粋】

- 1 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - 薬局窓口で検査未受検者へ受検勧奨を行った。
- 2 肝炎対策に関する情報提供及び相談助言
 - 庁舎内への啓発資材の掲示や広報誌を活用した啓発を行った。
- 3 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - 肝炎治療薬を服用中の方に、医療費助成制度を紹介した。
 - 相談内容に応じて適切な窓口を紹介した。
- 4 その他の活動
 - 地域イベントでの肝炎ウイルス検査のリーフレット配布
 - 市の肝炎ウイルス検査の対象年齢でない方からの受検希望について、府が実施する無料肝炎ウイルス検査を案内
- 5 肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイデア
 - 若年層に人気のある人物のキャスティング
 - 個別受診勧奨において、国がん作成のリーフレットを作成したところ、受診率の増加がみられたため、次年度も継続して使用していく予定
- 6 肝炎コーディネーターとして今後やってみたいこと
 - 健康サポート薬局のイベントとして肝炎治療の講演を実施
 - 職員間で肝炎対策の必要性や府の制度等の情報共有

事務局より

それぞれの所属で、研修で学んだことを生かして活動されていることが伺えました。活動状況報告にご協力いただきありがとうございました。
 次回の活動状況報告は令和3年3月頃を予定しています。



令和元年度の各種助成制度利用状況（カッコ内は前年度比）

肝炎医療費助成制度	B型核酸アナログ製剤	新規認定 89件（-51件） 更新認定 1,295件（+53件）
	B型インターフェロン治療	新規認定 3件（+1件）
	C型インターフェロンフリー治療	新規認定 430件（-131件）
検査費用制度	初回精密検査助成	19件（+5件）
	定期検査費用助成	20件（+3件）
肝がん・重度肝硬変入院医療費助成制度		新規認定 12件（+10件）

発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



京都府肝炎コーディネーター通信

第2号

令和3年2月発行

京都府健康対策課

第2号の内容

- ・がん検診会場での出張肝炎検査を実施しました（令和2年10月30日）
- ・肝炎コーディネーター養成研修を開催しました（令和3年1月15日）

がん検診会場での出張肝炎検査を実施しました～ついでに、予約なしで、その場で～

無関心層へのアプローチを強化する目的から、がん検診会場での出張無料肝炎ウイルス検査を実施しました。

- 日 時：令和2年10月30日（金）午前中
- 場 所：長岡京市保健センター
- 受検者：肺がん検診受診者91名



<事務局より>

がん検診問診時の積極的な受検勧奨により、多くの方に「ついでに」肝炎検査を受けていただくことができました。



肝炎コーディネーター養成研修を開催しました

行政職員を対象とした肝炎コーディネーター養成研修を開催しました。

- 日 時：令和3年1月15日（金）午前9時30分～午前11時40分
- 場 所：zoomを活用したWEB（オンライン）開催
- 参加者：行政職員、肝疾患相談センター職員 37名

【アンケートより抜粋】

- 1 肝炎コーディネーター制度について
 - 肝炎についての認知度が低いなか、正しい情報と知識を伝え、医療につないでいくことの必要性を確認することができました。
- 2 病態及び治療について
 - 治療方法も変わっていき、負担軽減があること、治療すれば肝硬変・肝がんへの移行が防げるということを市民へ伝え、早期に治療を開始することが大切だと思いました。
- 3 京都肝炎友の会からの講演
 - 実際の患者さんの声を聞くことで、患者側の思いを知ることができて実感が湧いた。
- 4 京都府の肝炎対策
 - 行政にいても助成があることや受検がどこでできるのか知らないことが多かった。

<事務局より>

緊急事態宣言発令に伴い急遽WEB開催となりましたが、ご参加いただきありがとうございました。



発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



第3号の内容

- 【制度改正】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成の要件が緩和されました
- 知って、肝炎プロジェクト 肝炎啓発動画のご案内
- 「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」リーフレットについて
- 「一生に一度は肝炎検査」マンガの作成について

【制度改正】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成の要件が緩和されました

平成30年12月から開始した肝がん・重度肝硬変の患者に対する医療費助成について、令和3年4月に制度の見直しを行いました。

【見直しの概要】

- 助成対象とする医療に「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療を追加（これまでは「入院医療費のみ」）
- 対象月数要件を「入院又は通院で3月目から」に短縮（これまでは「入院4月目から」）

➤ 通院治療の対象化について

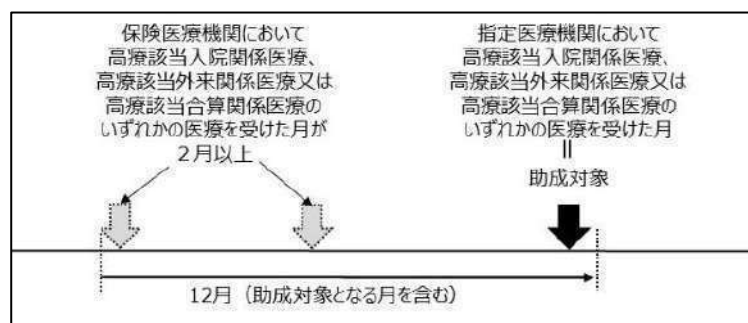
◇ 新たに助成対象となった「肝がん外来医療」の例

- 分子標的治療薬を用いた化学療法（一般名）
ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、アテゾリズマブ等
- 肝動注化学療法（一般名）
殺細胞性抗がん剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

◇ 対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

➤ 対象月数の短縮について

- ◇ 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が、助成月を含み過去12か月以内に3回以上ある場合に助成します。
- ◇ 3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。



※「高療該当」…対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えること

➤ 助成の方法について

- ◇ 入院医療に係るもの：これまでどおり原則として窓口での現物給付です。
- ◇ 通院医療に係るもの：窓口では患者から一部負担金（3割等の金額）を徴取し、医療記録票に窓口徴取額を記載してください。後日患者が医療記録票に基づき京都府に申請をすることで助成を行います（償還払い）。

より詳細な資料や申請方法等については、京都府ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kangankankouhen.html>



知って、肝炎プロジェクト 肝炎啓発動画のご案内

厚生労働省肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）が肝炎に係る啓発動画を作成しました。是非ご覧ください。

「学校での授業」という仕立てで、生徒役には、「知って、肝炎スペシャルサポーター」であるAKB48のメンバーが出演されています。

【動画の内容】

1 時間目「みんな知りたいウイルスの話 正しく知ろう！」

2 時間目「こんなに進んだ肝炎治療 科学の進歩ってすごい！」

3 時間目「一生に一回の肝炎検査 早期発見が命をつなぐ！」

動画掲載 URL : <https://www.kanen.org/news/20210301.php> ※リンクフリー

「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」リーフレットについて

全国 B 型肝炎訴訟大阪原告団が作成したリーフレットを同封します。

B 型肝炎給付金については各地の弁護士へご相談ください。

大阪弁護士 06-6647-0300 <https://bkan-osaka.jp>

「一生に一度は肝炎検査」マンガの作成について

京都府では、京都精華大学との包括協定に基づき、より多くの方に肝炎ウイルス検査を知ってもらうためのマンガを作成しました。

【マンガの内容】

健康を意識した生活をおくる会社員 A さん。お酒も飲まないし、特に自覚症状もないから肝炎検査は自分には関係ない…そんな A さんを見かねて立ち上がったのは…？！

PDF 掲載 URL : <http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html> ※リンクフリー

※冊子の発行は令和 3 年 6 月末を予定しています。完成後は肝炎コーディネーターの皆様にもお届けさせていただきます。

令和 2 年度の各種助成制度利用状況（カッコ内は前年度比）

肝炎医療費助成制度	B 型肝炎核酸アナログ製剤	新規認定	86 件	(-3 件)
	B 型肝炎インターフェロン治療	新規認定	1 件	(-2 件)
	C 型肝炎インターフェロンフリー治療	新規認定	309 件	(-121 件)
検査費用制度	初回精密検査助成		18 件	(-1 件)
	定期検査費用助成		40 件	(+20 件)
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度		新規認定	6 件	(-6 件)

発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



第31回「肝臓週間」

毎年7月28日は世界・日本肝炎デー、令和3年7月26日から8月1日は肝臓週間です。

第4号の内容

- 「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページを立ち上げました（表面）
- 肝炎コーディネーター活動状況報告へのご協力ありがとうございました（裏面）

「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページを立ち上げました

【特設ページでできること】

以下について、パソコン・スマートフォンから申請できるようになりました。

①啓発資材の追加送付申請 ②情報提供連絡先の変更、活動休止・認定取消の申し出

① 啓発資材の追加送付申請

- ✧ 京都府及び厚生労働省が作成した各種啓発資材の追加送付を承ります。各施設やイベントでの配布の際、積極的にご利用ください。
- ✧ 資材の在庫があれば、申請から概ね1週間程度で発送させていただきます。
- ✧ 各種啓発資材について、内容をPDF形式で閲覧・ダウンロードすることができます。

② 情報提供連絡先の変更等の申出

- ✧ 人事異動等で所属機関等に変更があった場合や、活動休止・認定取消を希望する場合のお申し出を承ります。



↑スマートフォンでの画面（一例）

特設ページはこちら↓

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanencoordinator2.html>

オンラインで手続きができない場合やお急ぎの場合等は、従来どおりお電話にて承ります。



今後は関連するページへのリンク集等、コンテンツを充実させることを検討しています。是非一度ご覧ください。



「肝炎コーディネーター活動状況報告」へのご協力、ありがとうございました。

令和元年度までに京都府肝炎コーディネーターの認定を受けた方に、令和2年度の活動状況報告の提出をお願いしました。報告いただいた内容をまとめたものを同封します。

以下、ご要望等についていくつかピックアップします。

【肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイディア】

- ☆ 肝炎の恐ろしさを簡潔に伝えることのできるマンガや動画を作成し、誰でも見ることのできる媒体で共有（YouTube 等）

→厚生労働省「知って、肝炎プロジェクト」では「後悔のすえに」という動画を作成し公開しています。肝炎が無症状のまま進行する恐ろしさが伝わる内容です。



YouTube→<https://www.youtube.com/watch?v=IvGJC6s2wa8>

データのダウンロード→https://www.kanen.org/download/movie/#nav_subcategory

【ご要望】

- ☆ オンラインコンテンツの作成をお願いしたい（関連法規や資料）

→「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページにおけるコンテンツの充実を図ってまいります。なお、関連法規については以下の厚生労働省のページにまとめられています。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hourei.html>

- ☆ 肝炎検査のポスターのデータ等をいただけると活用しやすい

→「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページにおいて、京都府が作成した啓発資料のPDF データを掲載させていただきました。電子掲示板への掲載等に是非ご活用ください。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生により思うように活動できなかった、というお声もたくさんいただきました。活動状況報告にご協力いただきありがとうございました。次回の活動状況報告は令和4年3月頃を予定しています。引き続きご協力をお願いいたします。



発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970



第5号の内容

- 令和3年度京都府肝炎コーディネーター養成研修会のご案内

令和3年度肝炎コーディネーター養成研修会のご案内

～これまでに認定を受けた方も再受講できます～

京都府では、今年度はオンラインで肝炎コーディネーター養成研修会の動画配信を行います。これまでに認定を受けた方の再受講も可能です。研修会の内容をもう一度聞きたい方、この機会に是非お申し込みください。

開催方法

オンライン・オンデマンド配信

*視聴期間内であればいつでも都合のいい時間に視聴することができます

再受講申込期間 令和4年**3**月**1**日（火）から令和4年**4**月**17**日（日）まで

再受講の流れ

- ①QRを読み取り、上記の期間内に受講申し込みを行う
- ②講義動画視聴用のURLが記載されたメールが届く
- ③自分の都合のいい時間に講義を視聴する（視聴期限：4月24日まで）
※恐れ入りますが視聴に係る通信料はご負担ください。
- ④オンラインでアンケートに解答する（回答期限：4月24日まで）

再受講を希望する方の申し込みはこちら

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=kanencoordinator2022>



※今年度は薬剤師、看護師、行政職員を対象にオンライン・オンデマンド方式の研修会を開催します。

お知り合いの方にご紹介いただく場合は、<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanencoordinator.html>

のURL、もしくは **京都府 肝炎コーディネーター** で検索するようご案内ください。

（行政職員向け研修会については別途市町村・保健所の各担当課あて通知させていただきます。）

トピックス●無料肝炎ウイルス検査委託医療機関を拡充しました●

無料肝炎ウイルス検査をより受けていただきやすいよう、令和4年1月から委託医療機関数を106施設に拡充しました。また、京都市以外にお住まいの方も、京都市内の一部の医療機関でも受けていただけるようになりました。追加の施設登録は事務局まで随時ご連絡ください。最新の実施場所は↓

<http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html> もしくは

京都府	肝炎検査
-----	------

 で検索



第29回 肝炎対策推進協議会

令和4年3月18日

資料1

肝炎対策基本指針について

令和4年3月7日改正

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
- ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
- ・その他重要事項

肝炎対策基本指針の改正経過

- **令和3年1月15日 第25回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の概要とこれまでの主な取組状況
 - ・ 改正に係る今後のスケジュールについて
- **令和3年5月21日 第26回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の見直しに向けた議論（委員・参考人からの報告等）
 - ・ 委員からの指針の改正に関する提案
- **令和3年9月1日 第27回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針見直しの方針（案）を提示
 - ・ 指針見直しの方針（案）に関する議論
- **令和3年11月12日 第28回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の改正のポイント（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）に関する議論
- **令和3年12月28日～令和4年1月24日パブリック・コメント募集**
- **令和4年3月7日 改正肝炎対策基本指針告示**

肝炎対策基本指針の概要

平成23年 5月16日策定
平成28年 6月30日改正
令和4年 3月 7日改正

事項	項目	主 な 内 容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第 2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第 3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第 4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第 5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第 6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第 7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特に B 型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第 8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第 9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

健発 0307 第 1 号
令和 4 年 3 月 7 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号。以下「肝炎対策基本指針」という。）については、同条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、肝炎対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和 4 年 3 月 7 日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。

また、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが重要であるため、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第 9 条第 5 項の規定に基づき、肝炎対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

肝炎対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ B 型肝炎に対する根治薬の開発及び C 型肝炎の抗ウイルス療法の活用

より、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すこと

- ・ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であり、関係者が地域の実情や特性に応じた取組を推進することが必要であること
- ・ 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人に対する効果的な広報に取り組むこと
- ・ 国は、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業における都道府県と市町村間の情報共有の実態を調査し、好事例の横展開等の施策を検討すること
- ・ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成や、その活動状況の把握、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めること
- ・ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を推進すること
- ・ 国は、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進めること

等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月7日）

以上

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

平成 23 年 5 月 16 日策定

平成 28 年 6 月 30 日改正

令和 4 年 3 月 7 日改正

目次

- 第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第 2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第 3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第 6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第 7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第 8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第 9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めてきた。近年では、若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある。また依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である。

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成 14 年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成 19 年度からの都道府県の選定による肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。

また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の 5 本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。C型肝炎はインターフェロンフリー治療薬の開発により、高い確率でウイルスの排除が可能になった一方で、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等へ

の対応は引き続き必要である。また、B型肝炎はいまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、その研究開発の継続が必要である。

最近では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。特に、我が国における肝炎患者等が高齢化していることを踏まえ、高齢者にも分かりやすい、より丁寧な普及啓発を行う必要がある。

また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎患者等に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組の継続は重要である。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

加えて、世界保健機関（WHO）が、公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を令和12年までに目指すことを持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する目標として掲げている。公衆衛生上は、現在、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、B型肝炎に対する根治薬の開発及び既に実用化されているC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とするものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が依然として重要な課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1） 基本的な考え方

ア 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進

行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定する。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

イ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。

(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要であるが、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要である。

また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難であったが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労

の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要である。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。そのため、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多いこと、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の事情を認識して肝炎患者等に接することが必要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図るとともに、ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進する必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、各地域により異なる肝炎医療等の現状と課題を踏まえて進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、

肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。

また、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。

さらに、肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある。

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、二次感染予防の観点からもインターフェロンフリー治療等の推進に取り組む。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、医療機関に対して、標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。

エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。

オ 国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等を引き続き推進する。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、検査結果の取扱いに留意する必要があるため、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、実態を把握することは困難な状況にある。

しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ及び肝炎ウイルス検査に係る普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査等の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。

また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進める

とともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。

また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやICTの活用、各都道府県の肝疾患センターや地方公共団体からの肝炎ウイルス検査の未受検者に対する肝炎に関する正しい知識の普及啓発や受検勧奨等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。

イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっていて行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。

エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。

また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

オ 国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、

医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

キ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、陽性者及び肝炎患者等自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要である。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。

また、都道府県は、その区域内の市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。

あわせて、国は、都道府県と市区町村間のフォローアップ事業における情報共有の実態を調査しつつ、その好事例を展開する等の施策を検討するとともに、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。受検、受診、受療及びフォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、都道府県や市区町村との連携を深め、引き続き把握に取り組む。

さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。

また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。さらに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進する。

また、地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。

また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。専門医療機関は、提供された情報に基づき、適切な肝炎医療の提供に取り組む。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。

イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。

ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。

エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。また、拠点病院は、拠点病院等連絡協議会等

で患者の意見を聴取する機会を持つこと等、患者の意見を把握する方策について検討し、必要な対応を行う。

オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。

カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

キ 国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。

ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。

ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

コ 国は、抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。

サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。

シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じてＩＣＴの活用等必要な取組を検討し、適切な相談体制の整備を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を行うことが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活躍の推進に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。また、地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。

ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を

行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、受検、受診及び受療の促進等について、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化の観点も踏まえた行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、「肝炎研究推進戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発、C型肝炎のウイルス排除後の病態や診療のあり方等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては偏見や差別を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究、地域や職域等での肝炎ウイルス検査や検査後の受診状況等の実態把握と今後の在り方に関する研究、肝炎について理解を深めるための普及啓発方法に関する研究及び肝炎対策の効果検証に資する指標に関する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究推進戦略」に位置

付け、これらの研究を実施する。

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患

者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

その際、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年 4 月 1 日閣議決定）において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。

（２） 今後取組が必要な事項について

ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。

イ 国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持ち、肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別の解消に資するよう、一層強力に普及啓発を行う。

ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプ A の B 型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。

エ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

- キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。
- ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市区町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。
- ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。
- コ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、これまでの研究成果を基に、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
- サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

イ 今後取組が必要な事項について

- (ア) 都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- (イ) 肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。
- (ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究推進戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。

イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。

ウ 平成 22 年度から、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成 28 年度に認定基準の見直しが行われ、要件の緩和及び対象の拡大がなされたところであり、引き続きその認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。

エ 国は、平成 30 年 12 月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、令和 3 年 4 月に行われた見直しの内容及びその実施状況を踏まえながら、当該事業のより効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、引き続き検討を行う。

（３） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

ア 都道府県においては、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。（４）及び（５）において「法」という。）の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。

なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。

イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資する

よう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

(4) 国民の責務に基づく取組

法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらす得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。

(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。

京都府保健医療計画の見直しについて

1 現行の保健医療計画

- 法定計画である医療計画、健康増進計画を一体化した保健医療の基本計画（平成30年度～令和5年度の6箇年）※次期計画は令和6年度～令和11年度の6箇年
- 二次医療圏、基準病床数の他、以下の事項を規定
 - ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
 - ②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立（5事業等）
 - ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供（5疾病等）

2 見直しの概要

- 計画策定後の施策の進捗、保健医療を巡る状況の変化を踏まえた修正
 - 新興感染症の対応に関する事項を追加
 - ・5疾病・5事業等についても、新興感染症の発生・まん延時において、感染症対策との両立ができるような体制を構築する。
 - ロジックモデルの採用について検討
 - その他、医療計画策定指針（国において検討中）の内容を検討・反映

参考：国検討会（第8次医療計画等に関する検討会）意見とりまとめ概要

 - ・新型コロナの感染拡大により、入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が改めて確認。
 - ・人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量の変化やマンパワー確保などへの対応が必要になることを踏まえ、地域医療構想を着実に推進することが必要。
- ※歯と口の健康づくり基本計画、がん対策、高齢者健康福祉計画、障害者福祉計画等、関連計画を併せて見直し

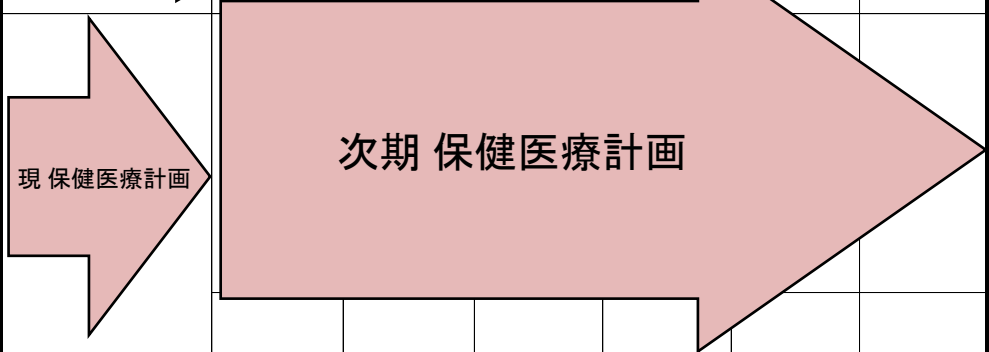
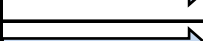
3 検討体制（案）

- 委員改選（令和5年4月）以降、医療審議会に計画部会を設置
- 二次医療圏等ごとに地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議と合同開催）を開催し、地域における課題と対策を協議・とりまとめ
- がん、歯科口腔保健等、府の既存の協議会が設置されている分野は、当該協議会の議論を踏まえ、計画案を検討

4 策定スケジュール（案）

- 別添のとおり

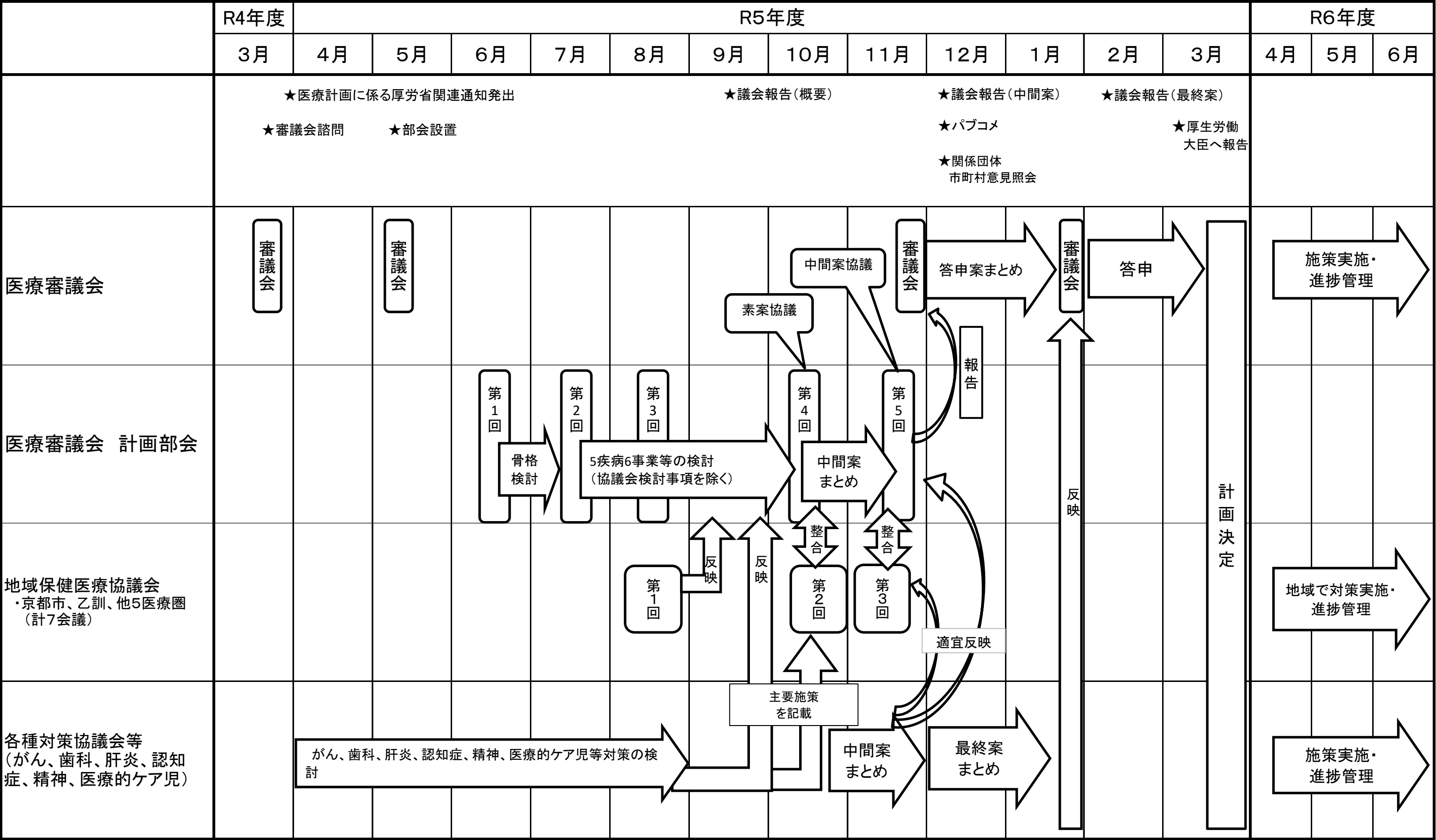
保健医療計画と関連計画（保健医療計画に要素を盛り込む計画）

計画名	検討組織	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年 度 (2028年度)	R11年 度 (2028年度)
1 京都府地域包括ケア構想	医療審議会(地域医療構想策定部会)							
2 京都府医師確保計画(外来医療計画含む)	医療対策協議会							
3 医療計画 健康増進計画 きょうと健やか21 肝炎対策を推進するための計画 アレルギー疾患対策の推進に関する計画	医療審議会(計画部会) 医療対策協議会 看護師等確保対策推進協議会 小児医療意見聴取会 周産期医療協議会 高度救急業務推進協議会 災害拠点病院連絡協議会 肝炎対策協議会 アレルギー疾患医療連絡協議会							
4 京都府感染症予防計画	都道府県連携協議会							
5 新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策有識者会議							
6 京都府歯と口の健康づくり基本計画	歯と口の健康づくり推進協議会							
7 京都府がん対策推進計画	がん対策推進協議会							
8 京都府循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会							
9 京都府高齢者健康福祉計画	高齢者サービス総合調整推進会議							
10 京都府認知症総合対策推進計画	認知症総合対策推進PT 京都式オレンジプラン改定検討WG							
11 京都府障害福祉計画	障害者施策推進協議会 発達障害者支援体制整備検討委員会							
12 京都府障害児福祉計画	医療的ケア児等支援協議会							
13 京都府依存症等対策推進計画	依存症等対策推進会議							
14 京都府中期的な医療費の推移に関する見通し	中期的な医療費の推移に関する見通し懇談会							

京都府保健医療計画の見直しスケジュール(予定)

時 期	計画部会	内 容
R 5 年 3 月		医療審議会への諮問
6 月	第 1 回	計画見直しの方向性に係る議論
7 月	第 2 回	第 2 部第 3 章（5 疾病、その他の疾病対策等） を中心に議論
8 月	第 3 回	第 2 部第 1 章、第 2 章（6 事業、在宅、従事者確保等） を中心に議論
1 0 月	第 4 回	素案の審議
1 1 月 ～ 1 2 月	第 5 回	中間案の審議
		医療審議会への報告 1 2 月議会報告（中間案）
		パブリックコメント、市町村・団体意見照会
R 6 年 1 月		パブリックコメント等による修正
2 月		医療審議会（最終案の審議・答申） 2 月議会報告（最終案）
3 月		京都府保健医療計画策定

京都府保健医療計画策定スケジュール



ロジックモデルの概要

○ロジックモデルとは

計画の目標である長期成果（最終アウトカム）を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果（中間アウトカム）を設定し、当該中間成果を達成するために必要な個別施策を設定する等、計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

（「都道府県循環器病対策推進計画の策定に係る指針」令和2年10月29日厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）

【ロジックモデルのイメージ図】

